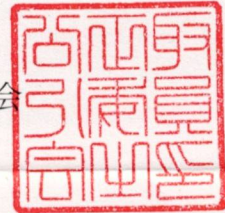


公 審 通 第 9 7 3 号
令 和 7 年 8 月 2 9 日

株式会社ボックス タック 御中

公 正 取 引 委 員 会



通 知 書

令和7年3月4日に書面で報告を受けた東京都に対する件について下記のとおり処理したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第45条第3項の規定に基づき通知します。

記

報告いただいた情報では、独占禁止法に違反する行為は認められず、措置は採りませんでした。

なお、報告いただいた情報は、今後の事件処理の参考とさせていただきます。